

真のタックスペイヤーをめざす

# UENO



NO.522



公益社団法人  
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

# 令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

## 中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

#### ■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

#### ■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

### 所得税・住民税関係

#### ■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除  
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件  
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除  
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除  
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

#### ■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

##### ①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

##### ②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		2,000万円		
省エネ基準適合住宅				

##### ③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

#### ■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

#### ■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

#### ■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

### ■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

### ■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

### ■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

### ■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

## 相続税・贈与税関係

### ■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

### ■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

## 資産税関係

### ■貸付用不動産の評価

- 被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- 不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

## 消費税関係

### ■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止  
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象となります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入  
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を受取る場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度  
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

### ■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例  
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置  
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入  
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## その他

### ■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

### ■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

### ■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

### ■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 源泉所得税はキャッシュレスで納付しませんか？



e-Taxソフト(WEB版)を使えば、**電子証明書を使わず**に源泉所得税の徴収高計算書(納付書)の作成・送信及び納付の手続(キャッシュレス納付)が可能

国税庁HP  
源泉所得税  
の納付手続  
詳しくはコチラ



キャッシュレス納付のうち、**ダイレクト納付**なら、事前に届出をした預貯金口座から**口座引落とし**により**国税を納付**できます。

● 事前準備は、2つの届出書を提出するだけ

①e-Tax開始届出書(利用者識別番号の取得・パスワードの設定)

②ダイレクト納付利用届出書

※ ②を提出後、**利用開始まで1か月ほど必要**です。

国税庁HP  
ダイレクト  
納付の手続  
詳しくはコチラ



まずは



**ダイレクト納付の利便性をぜひ、体験してください。**

国税庁ホームページ

【源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー】

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

事前準備は不要で利用可能! デモ操作なので安心!

※体験コーナーは  
こちら



# 法人税申告は添付書類も e-Tax で提出を

法人税申告については、申告書に添付すべきものとされている全ての書類(財務諸表や勘定科目内訳明細書などの添付書類)のe-Taxでの提出をお願いします。

※ PDF形式等による提出は認められていませんのでご注意ください。

※ 詳しくは、こちらをご覧ください。

## 業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

## ペーパーレス化



書類の保管場所が不要  
遠隔地でも書類が確認可能

## コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



## 令和8年度 国税職員採用募集



適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

◆人事院国家公務員試験【採用 NAVI】 ◆採用関係お役立ちリンク集 ◆国税庁 YouTube チャンネル (採用) ◆国税庁採用インスタグラム



大学卒業程度の方

高校卒業程度の方

大学卒業後、8年以上経過の方

各試験区分	国税専門官		税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和7年度の実施状況
	A区分(文系)	B区分(理系)		
受験資格	1 平成8年4月2日～平成17年4月1日生まれの者 2 平成17年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和7年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を終了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和8年2月19日(木)～3月23日(月)		令和8年6月12日(金)～6月24日(水)	令和7年7月28日(月)～8月18日(月)
1次試験	令和8年5月24日(日)		令和8年9月6日(日)	令和7年10月5日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和8年6月22日(月)～7月9日(木) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査		令和8年10月14日(水)～10月23日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和7年11月8日(土)、9日(日)、15日(土)又は16日(日)で指定する1日 人物試験
3次試験				令和7年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和8年8月12日(水)		令和8年11月17日(火)	令和7年12月24日(水)
採用案内パンフレット				

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和7年度の実施状況を記載しています。  
令和8年度の試験概要については、令和8年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

# 支部・地区だより

## 竹町支部

竹町支部(礪谷支部長)

【新年賀詞交歓会】

【女性部新年賀詞交歓会】



令和8年1月6日(火) 東天紅上野本店  
11 町会会長、町会役員等が参加し、盛大に行なわれました。

令和8年1月16日(金) 東天紅上野本店  
各町会女性部長・女性部役員等が参加し、親交を深めました。

竹町中地区(上原地区長)

【防火・防犯・警戒パトロール】

【初午・餅つき大会】



令和7年12月26日(金)~27日(土) 竹友会館・町内  
2 日間共に3回町内の歳末パトロールを行いました。

令和8年2月8日(日) 金刀比羅神社・竹友会館  
参加した子ども達にお菓子配り、供物用のお餅を作りました。

佐竹地区

【秋葉神社お楽しみ縁日】(岡田地区長)



令和7年11月9日(日) 秋葉神社前  
雨天でしたが、200 人位の子  
ども達が集まり好評でした。



## 東上野支部

東上野支部(上野支部長)

【大運動会】

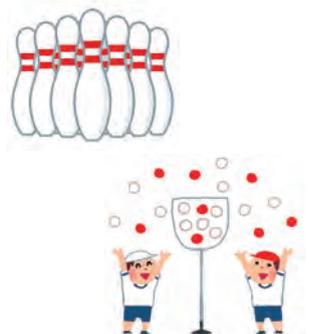
【ボウリング大会】

【女性部研修会】



令和7年10月19日(日) 上野小学校  
一時的に雨でしたが校庭で無事  
開催し、楽しい一日となりました。

令和8年2月15日(日) マルアイボウリング北千住  
世代を超えた地域交流と親睦  
を図ることが出来ました。



東上野西町地区

東上野稲穂地区

東上野宮元地区(矢口地区長)

【町会バスツアー】(岩井地区長)

【もちつき大会】(小竹地区長)

【歳末警戒】

【地護稲荷初午祭】



令和7年11月23日(日) 甲府市周辺観光  
ワイン工場見学やリニア見学セ  
ンター等で楽しい一日でした。

令和7年12月14日(日) 天理教前庭  
ついた餅をきなこやお雑煮にして  
参加者で美味しくいただきました。

令和7年12月26日(金)~29日(月) 東上野宮元町会内  
町内の防火・防災の警戒(火  
の用心)を行いました。

令和8年2月14日(土) 地護稲荷神社  
参拝者にお雑煮を振る舞い、  
子どもにはお菓子配りました。

東上野車坂地区(尾高地区長)

東上野神吉地区(河井地区長)

【バス研修】

【新年賀詞交歓会】

【もちつき大会】

【新年会】



令和7年12月7日(日) 南房総方面  
天候に恵まれ、鋸山ロープウェ  
イや漁師料理を楽しみました。

令和8年1月10日(土) 中国料亭翠鳳  
町会員の方や地域企業の方も  
多く参加し、新年会を行いました。

令和7年12月7日(日) 東上野児童遊園  
若い世代や子ども達が参加し、  
若いに満ちた餅つき大会でした。

令和8年1月10日(土) 東天紅上野本店  
皆さんと大いに語り合うことが  
でき、有意義な新年会となりました。

**上野支部** 池之端四丁目地区

【餅つき大会】 (山崎地区長)



令和7年12月7日(日)台東区池之端四丁目  
餅つきは災害時吹き出し訓練としても行いました。

上車坂町地区(村田地区長)

【2025年レクリエーション】

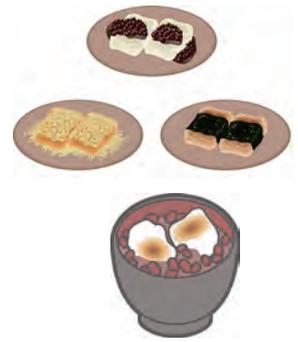


令和7年11月9日(日)東京湾  
少人数でしたが、東京湾ランチクルーズを楽しみました。

【餅つき大会】



令和7年12月7日(日)ホテルサルート正入口前  
多くの方が参加し、お雑煮やきなこ餅等を美味しくいただきました。



**入谷支部**

上根岸地区

【餅つき大会】 (渡邊地区長)



令和7年12月7日(日)元三島神社境内  
多くの子どもたちに餅つき体験を楽しんでもらいました。

【子供餅つき大会 中根岸地区  
・防災訓練】(竹田地区長)



令和7年12月7日(日)御行の松不動産、防災広場根岸の里  
餅つきや防災体験、災害備蓄食配布等、約400人が楽しみました。

北上野二丁目地区

【ワーク・アレンジメント】(上田地区長)



令和7年12月28日(日)山伏会館  
皆さんで楽しみながらアレンジメントを学びました。

下谷一丁目地区

【餅つき大会】 (小泉地区長)



令和7年12月21日(日)福)台東区社会福祉協議会駐車場  
町内清掃後に餅つき大会を行い、多くの方が参加しました。

**金杉支部**

金杉支部(下平支部長)

【金杉っ子まつり】



令和7年10月26日(日)柏葉中学校校庭及び金杉区民館  
雨予報で急遽雨用レイアウト、内容での開催となりました。

【スキー教室】



令和8年2月21日(土)~23日(月)霧ヶ峰スキー場  
事故やケガもなく子ども達もスタッフもスキーを楽しんでいました。

金杉一丁目地区(鈴木地区長)

【歳末夜警】



令和7年12月26日(金)~28日(日)金杉一丁目町内  
町内を巡回し、下谷警察署や上野消防署より激励巡回もありました。

【新年会】



令和8年1月24日(土)東天紅上野本店  
町会員の親睦を深めることができ、有意義な時間を過ごしました。

金杉二丁目地区(新井地区長)

【大運動会】



令和7年10月19日(日)柏葉中学校  
運動会を開催し、消防団による消防操法も披露していただきました。

【餅つき大会】



令和7年11月30日(日)金杉通り横路地  
つきたてのお餅をあんこやきな粉等で美味しくいただきました。

金杉仲通地区

【もちつき】



令和8年2月11日(水)カワサン駐車場  
雨でテント内で餅つきを行い、子ども達には映画鑑賞も行いました。

竜泉中部地区

【バスハイク】



令和7年10月26日(日)横浜中華街他  
横浜中華街やバイククルーズを楽しみ有意義な一日でした。

金杉上町地区

【クリスマス会】(生駒地区長)



令和7年12月20日(土)弁天院公園  
多くの地域の方が参加し、子ども達の笑顔が印象的でした。



**谷中支部**

谷中第二地区

【餅つき大会】(山本地区長)



令和7年11月30日(日)谷中初音児童遊園  
暑いぐらいの日差しの中、多くの地域の方が参加し大盛況でした。



4月から  
実施!

# 防衛特別法人税とは？

## 押さえるべき実務ポイント

税理士 神田博則

2026年4月1日以後に開始する事業年度から、防衛特別法人税がスタートします。

法人税に“上乗せ”される仕組みで、税額がゼロでも申告が必要になる点は、中小企業でも実務に直結します。

### 防衛特別法人税が創設された経緯

背景には、安全保障環境の変化を受けた防衛力の「抜本的強化」があります。2022年12月、岸田首相の時代に政府は2027年度に防衛力強化と補完的取組を合わせた予算水準がGDP比2%に達するよう措置する方針を示しました。

これに沿って、防衛省の防衛力整備計画（2023～2027年度）では5年間で43兆円程度の整備水準が示されています。

こうした支出を継続的に賄うため、税制面では「法人税・所得税・たばこ税」の3税で段階的に財源を確保する方針が、2023年度税制改正大綱で整理されました。その後、実施時期の調整を経て、法人税・たばこ税は2026年4月、所得税は2027年1月の開始が示されています。

### 防衛特別法人税の基本： 法人税率アップではなく「付加税」

防衛特別法人税は、法人税そのものの税率を上げる制度ではなく、各事業年度の法人税額を基礎に別枠で計算する「付加税」です。付加税とは、他の租税の税額を課税標準として課される税金を言います。

納税義務者は「各事業年度の所得に対する法人税を課される法人」です。株式会社や合同会社などの営利法人だけでなく、公益法人・一般社団法人・人格のない社団などにも課されることになります。

適用開始は「2026年4月1日以後に開始する各事業年度」からです。例えば、3月決算法人の場合

は2027年3月期、12月決算法人の場合は2027年12月期が適用初年度となります。

2年目以降は中間申告・納付の義務も生じます。

防衛特別法人税の計算式は次のとおりです。

$$\text{防衛特別法人税} = (\text{基準法人税額} - \text{基礎控除} \\ 500\text{万円}) \times \text{税率} 4\%$$

中小法人向けに年500万円の控除（基礎控除）が置かれているため、基準法人税額が500万円以下なら原則として税額は発生しません。

中小法人であれば、課税所得2,400万円あたりが防衛特別法人税の発生する目安となります。それだけの課税所得が生じなければ、防衛特別法人税を負担せずに済むことになります。

なお、防衛特別法人税の計算の基礎となる基準法人税は、法人税法等で計算した法人税額（附帯税除く）で所得税額控除・外国税額控除など一定の税額控除が適用される前の金額です。

そのため、実際に納付する法人税額とは必ずしも一致しません。高額の税額控除を受けている場合は注意が必要となります。

### 申告書には「別表一次葉一」が追加

防衛特別法人税の実際の申告の仕方ですが、法人税申告書に防衛特別法人税の計算欄が追加されます。2024年に地方法人税が創設された際に、従来の法人税の申告書に地方法人税の欄が追加されましたが、それと同じようなイメージです。

具体的には、法人税の申告書に別表一次葉一が追加され、そこに「防衛特別法人税額の計算」欄が設けられます。

法人税申告書を作成する際に、この欄を記載することにより、法人税と合わせて防衛特別法人税の申告も同時に行うことになります。

重要なのが「税額が0であっても申告は必要」という点です。

欠損等で基準法人税額が0の場合や、年500万円

控除で課税標準法人税額が0になる場合でも、別表一次葉一の計算欄を記載し、税額欄に「0」として確定申告書を提出する必要があります。

申告期限は原則として法人税と同じく「事業年度終了日の翌日から2か月以内」です。

また、詳細はまだ公表されていませんが、おそらく納付も法人税とは別個に行うことになると思われます。現在においても法人税の納付が終わったことにほっとして地方法人税の納付を失念してしまう例が時折見受けられますが、これらに加えて防衛特別法人税の納付も加わるようになりますので、さらに注意が必要になるでしょう。

### 「基礎控除500万円の注意点

年500万円の基礎控除は「每期フルで使える」とは限りません。課税事業年度が1年に満たない法人は「 $500万円 \div 12 \times 月数$ （1月未満切上げ）」で按分されます。また、グループ通算制度の適用法人では、500万円を通算グループ内で配分するルールが示されています。この場合、グループ通算の法人が何社あったとしても基礎控除額は1グループで500万円となりますので、個別申告を行う場合と比べて税負担が大きくなってしまいます。決算期を変更した場合やグループ通算制度を利用している場合などは注意が必要です。

### 防衛特別法人税の試算

それではざっと防衛特別法人税の計算をしてみましょう。

例) 課税所得が2,500万円の場合

(中小法人の軽減税率適用法人。税額控除が無いものとします。)

①基準法人税額

$800万円 \times 15\% + (2,500万円 - 800万円) \times 23.2\%$   
=514万4,000円

②課税標準法人税額

514万4,000円 - 基礎控除額500万円  
=14万4,000円

③防衛特別法人税

14万4,000円  $\times$  税率4% = 5,700円 (百円未満切捨て)

課税所得が2,500万円の法人における負担額（課税標準法人税額）が14万4,000円というのは高い

とみるか、安いとみるか判断のわかれるところかと思えます。

### 防衛財源は法人だけではない

たばこ税については、まず紙巻きより税率が低い加熱式たばこの税率が2026年4月と10月に2段階で引き上げられます。

そのうえで、紙巻きと加熱式の両方が2027年4月から1年ごとに1本あたり0.5円ずつ、最終的に1本あたり1.5円引き上げられます。

所得税については、法人税・たばこ税から約1年遅れて、2027年1月から引き上げられます。

所得税の増税は家計を直撃しますので、慎重な意見が多くありましたが、正式に日程が決まりました。制度としては防衛特別所得税（仮称）が創設され、所得税額の1%を上乗せされることになります。

一方で東日本大震災の復興財源として現在徴収されている復興特別所得税（税率2.1%）が1%引き下げられますので、単年度の負担は変わらないよう配慮されています。ただ、復興特別所得税は2037年12月までの課税期間が、2047年12月まで10年間延長されました。防衛特別所得税については今のところ期間は決まっていません。実質的に長期間にわたり税負担が増加することになります。

### ま・と・め

防衛特別法人税は、基礎控除が設定されたことにより、必ずしもすべての法人が負担するわけではありません。しかし、申告書に新たな別表（別表一次葉一）が加わり、税額が0でも申告が必要になる以上、実務の準備は不可欠です。

まずは、①いつの事業年度から対象か、②基準法人税額の算定に影響する要素（税額控除・短期事業年度・通算）を洗い出す、などの準備を早めに行うことをお勧めいたします。

さらに、この手の制度は将来的に基礎控除が縮小されるなどして課税対象となる法人の範囲が広がられることが往々にしてあります。現状、基礎控除の範囲内で税負担を免れる場合であっても今後に備えて制度を十分に理解しておく必要があるものと思われます。

※2026年1月執筆

青年セミナー

宮脇 淳子 氏 講演会

教科書が教えない  
日本人のための世界史



【日 時】令和8年2月17日(火) 17:00～  
【と ころ】東天紅上野本店3階「鳳凰の間A」

＜講師＞ 公益財団法人東洋文庫研究員  
東洋史家 宮脇 淳子

2月17日に東天紅上野本店にて、上野法人会青年セミナーが新年賀詞交歓会と同日開催されました。今年のセミナーは「教科書が教えない日本人のための世界史」と題して、公益財団法人東洋文庫研究員の宮脇淳子先生をお招きし、ご講演いただきました。

まず冒頭に先生の「本日は皆様のマインドコントロールを解いていきたい」との一言に一気に引き込まれてしまいました。

はじめに日本の世界史教育の明治以降の変遷についてお話いただきました。現在日本で教えられている世界史は、第二次世界大戦後にそれまでの西洋史と東洋史を合体させたものであるため、それぞれを年代ごとに輪切りに並べただけの、ストーリーもなく話のつじつまが合わない科目になってしまったそうです。

本来歴史というものは、①時間が過去から現在に流れているという観念、②年月日の計測、③文字、④因果関係、という4つの条件がそろって初めて書かれるものであり、だからこそ人がいればそこに歴史が書かれたわけではなく、さらに文明があれば歴史が書かれたというものでもないそうです。つまり、現在の世界史教育の内容は、一部の古代から文字資料を残してきた文明に偏っており、世界史教科書だけでは世界はわかりません。

そして世界に現存する国民国家の歴史を集めても世界史にはなりません。なぜかという、国連加盟国は現在193か国あるが、戦前は60数か国しかなく大半は誕生して数十年しかたっていないからです。

では世界史とは何か？それは例えば、西ヨーロッパ文明とシナ文明などが対立しながら拮抗して進んできた関係性を紐解きながら、その中に各国の歴史を紡いでいくことではないかと理解しました。

つまり、世界史は大きな視点をもって、歴史のある文明の対抗文明であるイスラム文明や日本文明なども含めて、その関係性をも併せて考えないと見えてこない部分がたくさんある、ということです。

そのことは「歴史=ヒストリー」の語源にもなった、地球上で最初の世界史である「ヒストリアイ」を書いたヘロドトスも記しています。ヨーロッパとアジアの拮抗が歴史を生んだという思想が、じつは現代にまで影響を与えており、拡大解釈されているのです。

一方で日本の歴史、そして西洋史はどのような解釈がされてきたのでしょうか。言うまでもなく日本に多大な影響を与えてきたシナの存在は無視できるものではありません。シナ発祥の「天が命ずる正統史観」は日本の西洋史概説にすら影響を与えるほどであり、日本人が歴史を理解する際になくてはならない考え方となっています。

ただしそこには、ルーツとしてシナとは無関係に自立して発展してきたと主張する対抗文明としての日本史の考えや、日本神話が日本列島だけを対象として、日本人は全員が古代から日本にいる人たちの子孫であるという思想・歴史観があり、このことが明治維新以降、西洋列強に対抗して領土を拡大してきた事実を、日本史として教えない歴史観の元凶となっていると思われます。

日本の独自の思想は現代の日本文化にも根付いており、これからさらにグローバル化が進み、人種も混ざり合う中で、私たちが最も大切に守らなければいけないものだと認識しました。

マインドコントロールを解いていただき、自国のルーツと歴史を再認識し、これからは勉強をしていきたいと思える素晴らしい講義だったと思います。ありがとうございました。

《文・田中青年副部長》

新年賀詞交歓会

【と き】令和8年2月17日(火) 18:45～  
【と ころ】東天紅上野本店3階「鳳凰の間B」



須賀青年部会長

同日開催の青年セミナー後に、青年部会員の親睦をはかるため「新年賀詞交歓会」を開催いたしました。大勢の部会員にご参加いただき、新入部会員の紹介やビンゴゲームなどで大いに盛り上がりました。

源泉部会

第6回研修会

「所得税改正に関するトピック」

【と き】令和8年2月26日(木) 10:00～  
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階  
【講 師】東京上野税務署 法人課税第三部門  
北川 雄一郎 上席国税調査官



北川上席国税調査官



落語会

林家たい平 新春 落語会 **会員限定**

【と き】令和8年2月2日(月) 18:00～19:00  
【と ころ】上野精養軒3階「桜の間」

人気番組「笑点」のレギュラー出演をはじめ、多方面で活躍されている

林家たい平師匠をお迎えし、新春落語会を開催しました。弟子で二ツ目の林家咲太郎氏（師匠の長男）が前座を務めたのち、たい平師匠が登場し、会場は大きな笑いに包まれました。



▲林家たい平師匠



▲林家咲太郎氏



令和7年度 **税制の概要とポイント** <税務セミナー>

【とき】 令和7年 9月24日(水) 13:30~15:00  
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



東京上野税務署【講師】  
法人課税第1部門  
**金子 幸生**  
上席国税調査官

<実務セミナー>

**e-Tax(電子申告)を体験しよう!**

【とき】 令和7年11月6日(木) 14:00~16:00  
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル4階



【講師】 東京上野税務署 法人課税第1部門  
**金子 幸生** 上席国税調査官

東京上野税務署の担当官指導のもと、e-Tax(電子申告)を実際に体験して頂きました。

<オンライン実務セミナー>

**2025年版 年末調整実践セミナー**

《とき》 令和7年 11月6日(木)  
14:00~15:30  
《ところ》 **オンライン開催**



年末調整のスケジュール管理や所得税計算の基本、税制改正対応など、必要な知識をレクチャーしていただきました。

【講師】 税理士  
**大岡 百合子氏**

<実務セミナー>

**簿記のキツの基礎**

【とき】 令和7年 12月11日(木)  
14:00~16:00  
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



【講師】  
合格率ナンバーワン簿記講師  
税理士  
**石川 和男氏**

基本的な簿記の知識を始め、経理実務の流れや決算書の読み方について講義していただきました。

簡単にわかる! **決算書の見方・読み方** <経営セミナー>

【とき】 令和8年 1月19日(月) 14:00~16:00  
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



貸借対照表の理解に重点をおいたわかりやすい解説で決算書の見方について講義していただきました。  
【講師】  
財務リスク研究所(株)  
代表取締役  
**横山 悟一氏**

今日から使える! **オンラインITセミナー**  
スマートフォン×AIの  
**ビジネス仕事術**

【とき】 令和8年 2月5日(木) 14:00~15:30  
【ところ】 オンライン開催



スマートフォンとAIを活用した、すぐに業務に役立つ様々なノウハウを初心者にもわかりやすく説明していただきました。

【講師】  
ITジャーナリスト  
スマホ安全アドバイザー  
**鈴木 月子氏**

表紙 << 桜の園芸品種 イモセ(妹背) 撮影場所: 上野公園 >> 撮影: 広報委員長 木村雄二

■ 令和8年3月発行 ■ 発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■ 発行所 公益社団法人上野法人会

(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

# 法人会に入りませんか？

## 法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します！

### 法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約70万社が加入する経営者の団体です。  
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。  
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



### 税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

### 税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



### 税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

### 租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご契約いただけます。

がんをきむ

病気や  
ケガの  
備えに



ほしい安心で「生きる」を彩る保険

あんしん  
パレット

心配な  
「がん」の  
備えに



保障と相談サポートで

あなたによりそう  
がん保険  
ミライト

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受  
保険  
会社

Aflac

アフラック

東京第一総合支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル22F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は  
お気軽にどうぞ！

アフラック 法人会

検索



法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

全国法人会総連合

P25156-2602002